

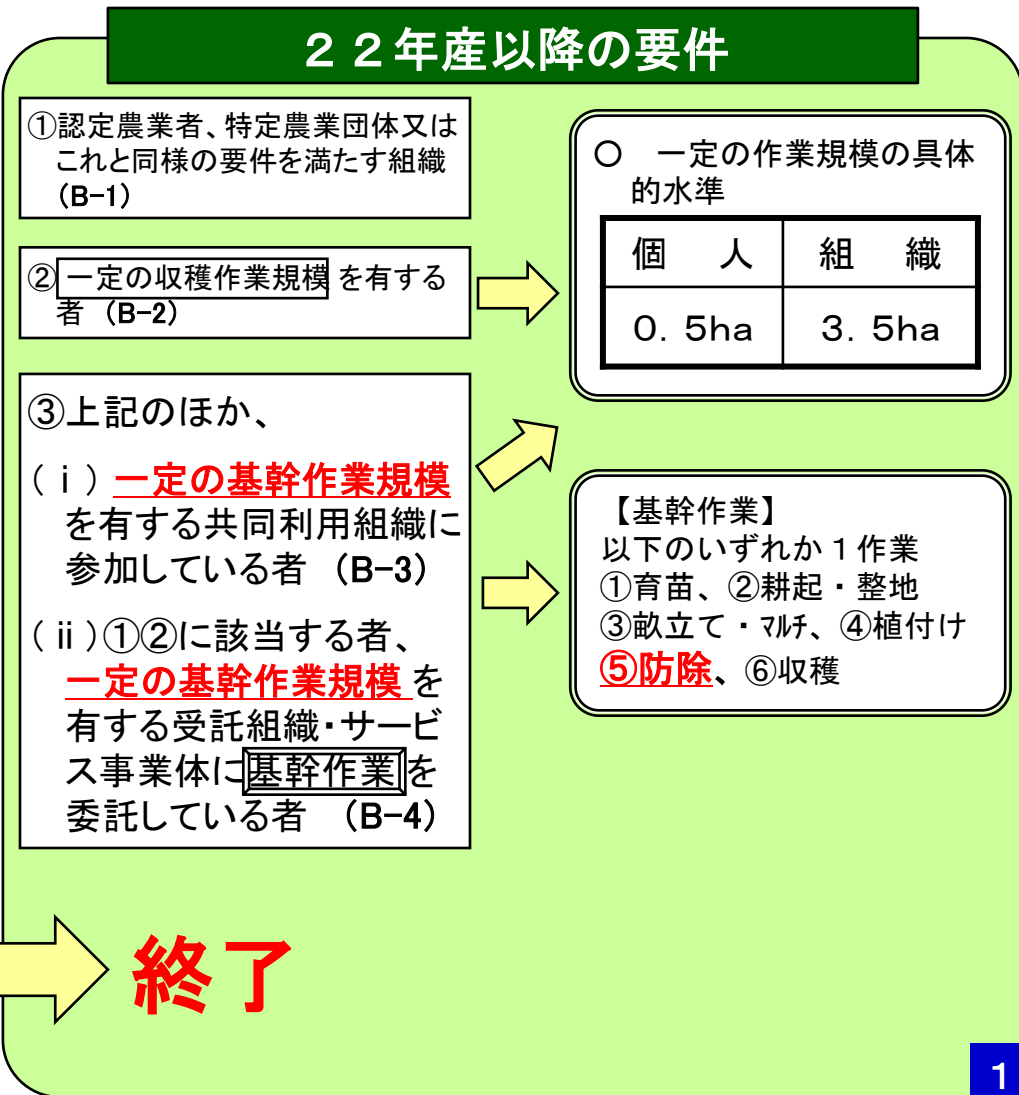
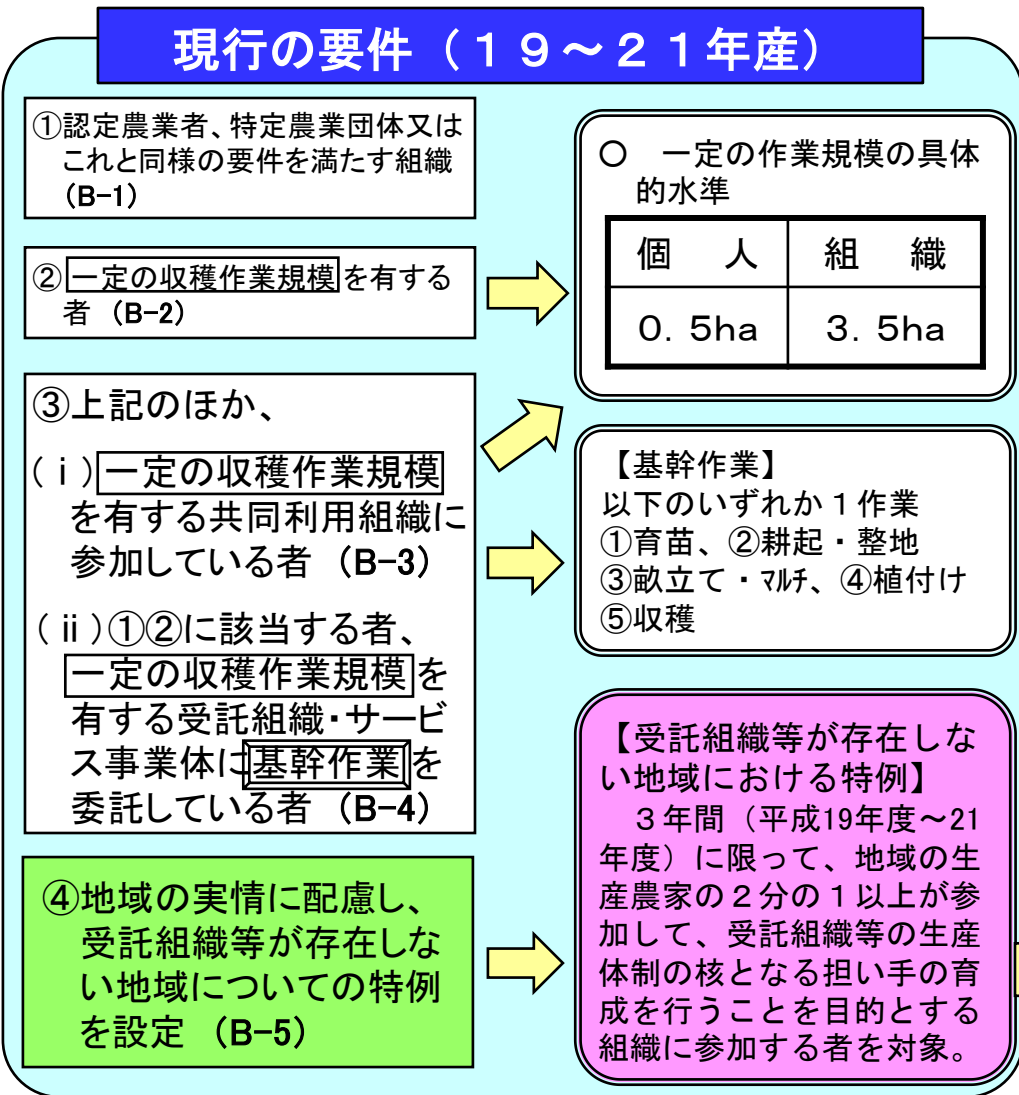
# でん粉原料用かんしょの品目別経営安定 対策に係る対象者要件の見直しについて

平成 2 2 年 3 月

**農林水産省**

# ○ でん粉原料用かんしょの品目別経営安定対策に係る対象者要件の見直しについて

- 22年産以降の対象者要件については、産地が将来にわたって安定的に生産ができるよう、共同利用組織の活用や作業受委託を促進していくために、「防除」を基幹作業に追加する等の見直しを実施。
- でん粉原料用かんしょの品目別経営安定対策に係る対象者要件の特例措置（B-5）については、21年産で終了。




# ○ 基幹作業への「防除」の追加等について

- 「基幹作業」について、平成22年産以降は、共同利用組織の活用や作業受委託を促進していくため、他の基幹作業と作業の時期が競合せず、作業機の導入費も安価である「防除」を追加。
- また、地域での作業実態を踏まえ、「収穫」としてつる切りのみの委託・共同利用でも可として認めるとともに、「耕起及び整地」として耕起又は整地のいずれか一方の委託・共同利用でも可とする運用改善を実施。

## ○ かんしょ栽培に係る基幹作業

**育 苗**  
(育苗施設)



【1月下旬～3月】

**耕起・整地**  
(ロータリー)



【2月下旬～4月】

**畝立て・マルチ**  
(マルチャー)



【3月～4月中下旬】

**植付け**  
(挿苗機)



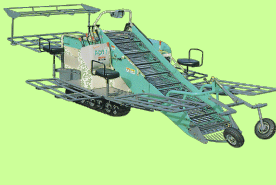
【4月下旬～6月上旬】

**防 除**  
【追加】  
(乗用管理機)



【6月～9月中旬】

**収 穫**  
(いも類掘取機)



【9月中旬～12月中旬】

注：【 】内は、主な作業時期である。

## ○ 運用改善の概要

**耕起・整地作業を委託等する場合の取扱い**

(平成21年産まで)  
耕起及び整地に係る一連の作業のすべてを委託等する必要

(平成22年産以降)  
➡ **耕起又は整地のみの委託等で可**

**収穫作業を委託等する場合の取扱い**

(平成21年産まで)  
掘り起こしのみの委託等で可

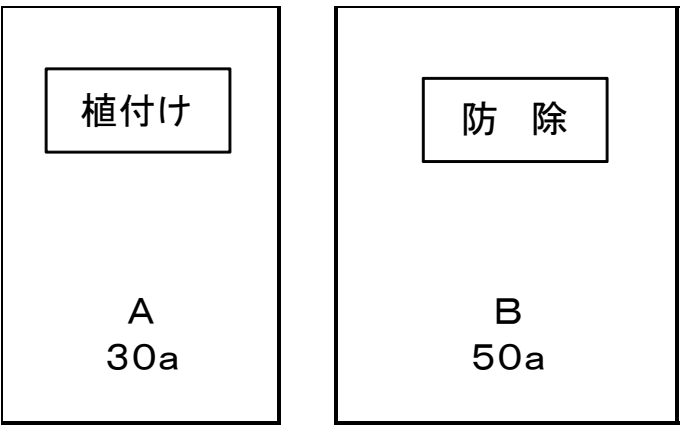
(平成22年産以降)  
➡ **掘り起こし又はつる切りのみの委託等で可**

○ 共同利用組織と基幹作業受託者の満たすべき面積要件のカウント方法について

- 「防除」を基幹作業に追加することに併せて、地域で核となる組織の育成を促進していくために、共同利用組織と基幹作業受託者の要件について、「収穫作業面積の合計が3.5ha以上」を「基幹作業面積の合計が3.5ha以上」へ変更。基幹作業面積とは、「基幹作業を実施するかんしょの作付面積」。
- 2つ以上の基幹作業を行った場合、それぞれの基幹作業を行った面積の合計でカウント。ただし、同一ほ場に対し複数の作業を行ったとしても、重複してカウントはしない。

○ 複数の基幹作業を実施した場合のカウント方法

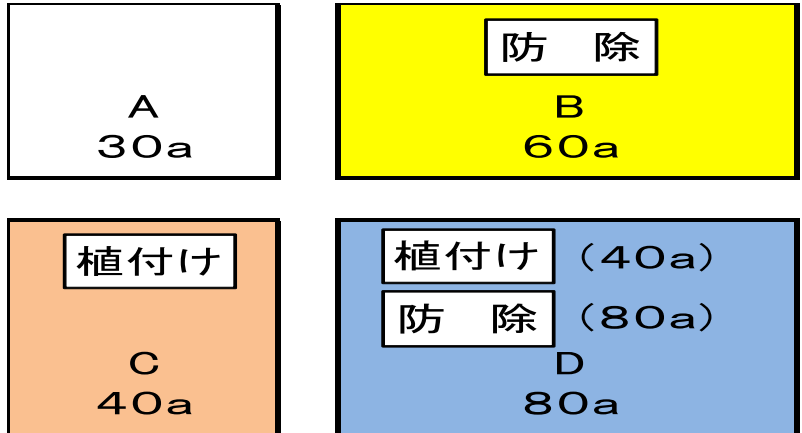
(例1)



・ Aほ場では植付け、Bほ場は防除を実施

基幹作業面積  
 =30a(Aほ場：植付け)+50a(Bほ場：防除)  
 =80a

(例2)



・ Bほ場で防除、Cほ場で植付け、Dほ場で植付けと防除を実施

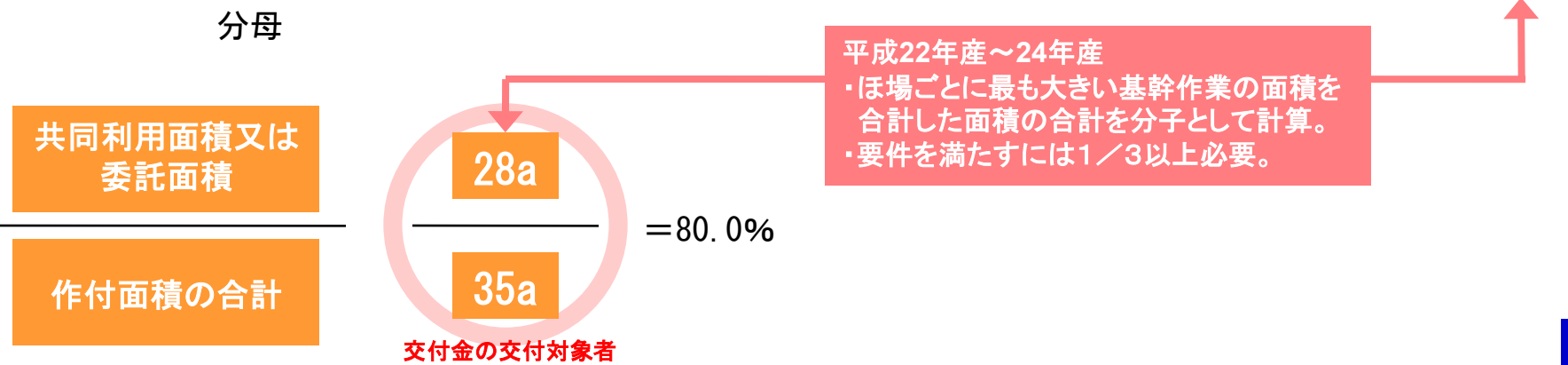
基幹作業面積  
 =60a(Bほ場：防除)+40a(Cほ場：植付け)  
 +80a(Dほ場：防除)  
 =180a

# ○ 共同利用組織に供した面積及び基幹作業委託者の委託した面積のカウント方法について

- 平成21年までとなっていた共同利用組織の構成員（B-3）の共同作業に供するほ場の面積の割合及び基幹作業委託者（B-4）の委託した面積の割合の特例（当該生産者の収穫面積の1/3以上（原則は1/2以上））については、平成22年産から平成24年産まで3年間延長。
- また、平成21年産までとなっていた複数のほ場で基幹作業を共同作業に供した又は委託した場合のカウント方法の特例（ほ場ごとに最も大きい基幹作業の面積を合計した面積（原則は最大の基幹作業の面積））についても、平成22年産から平成24年産まで3年間延長。

## ○ 共同利用組織に供した面積及び委託面積のカウント方法

地番・地名	用途	作付面積	共同利用組織による共同作業又は委託を行った実面積						最も実面積が大きい基幹作業の面積
			育苗	耕起・整地	畝立て・マルチ	植付け	防除	収穫	
ほ場A	でん粉	11a	11a		5a		11a		11a
ほ場B	でん粉	5a		5a	5a				5a
ほ場C	でん粉	12a						12a	12a
ほ場D	でん粉	7a							
合計		35a	11a	5a	10a	0a	11a	12a	28a






# ○ 防除計画に基づく個人防除の承認について

○ 病虫害の防除は、地域で一斉に実施することにより効果が高まることから、共同で防除作業を実施する防除作業班を1つ以上組織することを前提として、共同利用組織が策定する防除計画に基づいた個人防除も共同で防除を実施したもの（B-3）と見なす。

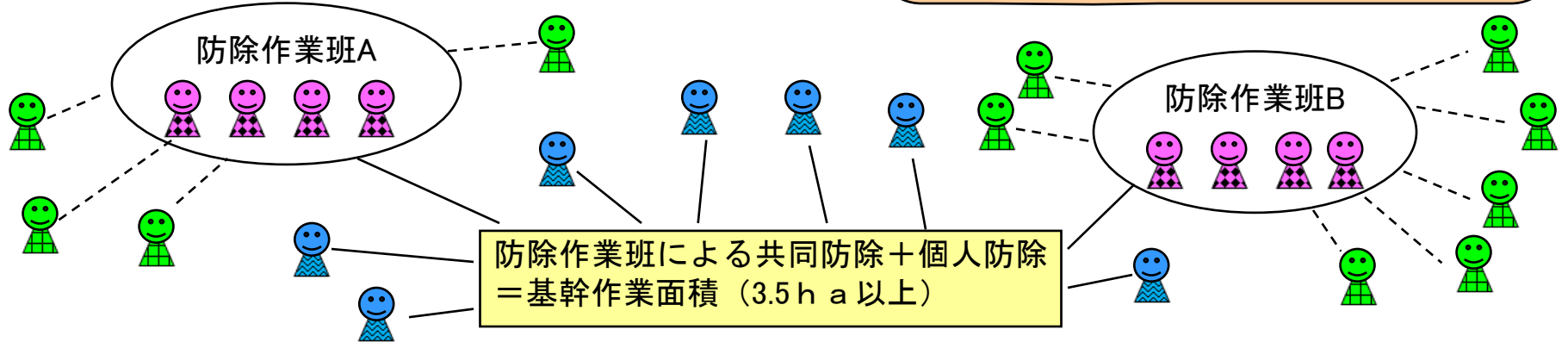
## 防除計画（項目と内容の例）

対象病虫害名:ナカジロシタバ	防除方法:〇〇機を利用
防除実施期間:7月下旬~9月下旬	防除作業班名:〇〇地区防除作業班
使用農薬名:ランネート、ディプテレックス	防除実施面積:〇〇ha

## 〇〇共同利用組織(防除)

-  共同利用組織の構成員で、防除作業班に加入し、防除計画に基づいて自己のほ場の防除作業も防除作業班で実施。
-  共同利用組織の構成員で、防除作業班に加入しないが、防除計画に基づいて自己のほ場の防除作業を防除作業班が実施。
-  共同利用組織の構成員で、防除作業班に加入せず、防除計画に基づいて自己のほ場の防除作業を自ら実施。

**防除作業班とは、**  
 防除計画に基づき、複数名で自らのほ場及び構成員から依頼されたほ場において防除作業を行うチーム。対象病虫害ごとに1つ以上必要。  
 また、防除作業班は地域の環境保全等の観点から、適正な薬剤散布等の指導を構成員に対して実施することとしている。



※基幹作業面積には、防除以外の基幹作業に係る機械の共同利用等を行う作業面積も合算できる。

# 共同利用組織の構成員の特例について




- 共同利用組織は、効率的な生産を図る観点から①機械の共同利用等により3.5ha以上の基幹作業を共同して行うことに加え、②組織の規約を作成していること、③基幹作業に係る管理者（オペレーター）が定められていることを要件としている。
- ただし、共同利用組織の活用を促進し、産地の体質強化を図っていく観点から、共同利用組織において共同利用等を実施してない構成員であっても3年以内に基幹作業に係る作業機の共同利用等を開始するための推進計画を初年度に作成する場合には、計画期間中に限り、機械の共同利用等の実績がない構成員についても、平成24年産まで共同利用組織の構成員として認められる。


## 共同利用等を開始するための推進計画（項目の例）

共同利用組織の構成員における特例対象者数の見込み（共同利用組織構成員数、特例対象者数等）

基幹作業の実施年等（作業機、共同利用実施者数等）

## 共同利用組織

-  共同利用組織の構成員で、作業班に加入し、自己のほ場の基幹作業も作業班で実施。
-  共同利用組織の構成員で、作業班に加入しないが、自己のほ場の基幹作業を作業班が実施。
-  共同利用組織の構成員で、作業班に加入せず、自己のほ場の作業を自ら実施。

- 共同利用組織が推進計画（共同利用等を実施しない構成員が3年以内に基幹作業に係る作業機の共同利用等を開始するための計画）を初年度（H22年度）に作成すれば、計画期間中に限り、 も共同利用組織の構成員（B-3）として認められる。

